

証券取引法第一条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改 正 案

現 行

（適格機関投資家の範囲）

第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者（以下この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十二号から第二十四号までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一～二十の二（略）

二十一 有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号、第二十四号及び第三項において同じ。）を提出している者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第二十号の二に規定する内国会社に限る。）で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された貸借対照表における有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号及び第二十四号において「財務諸表等規則」という。）第十七条第一項第四号に掲げるものをいう。第二十四号において同じ。）の金額及び投資有価証券（財務諸表等規則第三十二条第一項第一号に掲げるものをいう。第二十四号において同じ。）の金額の合計額が百億円以上であるものうち金融庁長官に届出を行

（適格機関投資家の範囲）

第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者（以下この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号及び第二十二号の二に掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一～二十の二（略）

二十一 有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号及び第三項において同じ。）を提出している者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第二十号の二に規定する内国会社に限る。）で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された貸借対照表における有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第十七条第一項第四号に掲げるものをいう。）の金額及び投資有価証券（財務諸表等規則第三十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）の金額の合計額が百億円以上であるものうち金融庁長官に届出を行った者（当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの

つた者（当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限る。）

二十二 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号に規定する届出の時ににおける資本若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるもののうち金融庁長官に届出を行った者（当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限る。）

イ 証券業 一億円

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業 一億円

ハ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業 二十億円

ニ 保険業法第二条第一項に規定する保険業 十億円

ホ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業（同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務に限る。） 一億円

二十三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行った者（当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限る。）

二十四 有価証券報告書を提出している者（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第二十号の三に規定する外国会社に限る。）で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された財務書類（

間に限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

財務諸表等規則第一条に規定する財務書類をいう。)(における有価証券に相当するものの金額及び投資有価証券に相当するものの金額の合計額が百億円以上であるもののうち金融庁長官に届出を行つた者(当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限る。)

2 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買付けた場合(当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二若しくは第二十二号から第二十四号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であつた場合若しくは同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十四号までに掲げる者について当該各号に規定する期間を経過している場合を除く。)(には、その者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二若しくは第二十二号から第二十四号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十四号までに掲げる者について当該各号に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十四号までの

2 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買付けた場合(当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号若しくは第二十号の二に掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であつた場合若しくは同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号に掲げる者について当該各号に規定する期間を経過している場合を除く。)(には、その者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号若しくは第二十号の二に掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号に掲げる者について当該各号に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第十七号、第十九号又は第二十一号の規定により当該各号

規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この項、第五項及び第六項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

四 第一項第二十二号から第二十四号までに掲げる者に係る届出者
関東財務局

4（略）

5 第一項第二十二号に掲げる者に係る届出者の資本若しくは出資の額又は基金の総額を本邦通貨に換算する場合には、同号に規定する届出の時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

6 第一項第二十二号から第二十四号までに掲げる者に係る届出者は、本邦内に住所を有する者であつて、第三項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

7 第一項第二十二号から第二十四号までに掲げる者は、本邦内に住所を有する者であつて、その発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二十条第三項第二号イに掲げる場合に該当する有価証券の取得及び当該有価証券の譲渡に関する一切の行為につき、当該第一項第二十二号から第二十四号までに掲げる者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

（新設）

4（略）

（新設）

（新設）

（新設）

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 四の二 (略)

五 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ (略)

ロ 当該有価証券の譲渡により当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券を含む。)の所有者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。)の数の合計が五十名以上となる場合には、信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていること。

八 (略)

六 九 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 四の二 (略)

五 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ (略)

ロ 当該有価証券の譲渡により当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券を含む。)の所有者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。)の数の合計が五十名以上となる場合には、信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていること。

八 (略)

六 九 (略)